

取引資格の取得審査に関する規則

(平成14. 4. 1実施)

取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。

(1) 経営の体制

当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど当取引所の市場の社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営の体制であること。

(2) 財務基盤

当該取引資格を取得すべき期日までに、次のaからdまでに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として安定した収益力が見込まれること。

- a 資本金の額が1億円以上であること。
- b 純財産額が資本金の額以上であること。
- c 自己資本規制比率が140パーセント以上であること。
- d 特別金融商品取引業者にあつては、法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が適当であること。

(3) 業務執行体制

当取引所の市場における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令、法令に基づく行政官庁の処分、当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の信義則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

(平成15. 12. 1、18. 5. 1、23. 4. 1変更)

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

(変更)

[平成15. 12. 1、18. 5. 1、23. 4. 1]